

第5号議案

中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）1月21日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年中野区条例第19号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、」を「に」に、「に署名して」を「を提出して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、」に、「宣誓を行う」を「宣誓書を提出する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。